

# 動物用医薬部外品製造業許可証

氏名又は  
名 称 白井松新薬株式会社

製造所の  
所 在 地 滋賀県甲賀市水口町宇川 37 番地 1

製造所の  
名 称 白井松新薬株式会社

許 可 の  
区 分 動物用医薬品等取締規則第 11 条第 2 項第 1 号の区分

許 可 の  
有効期間 令和 6 年 3 月 30 日から  
令和 11 年 3 月 29 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の  
規定により許可を受けた動物用医薬部外品の製造業者であることを証する。

令和 6 年 2 月 15 日

農林水産大臣 坂本 哲志